

○財務省告示第六十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年二月十四日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第三百三十
八回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第四十七条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

入札発競争	入札発競争	・別第II非	債参加者	行及び特	争入札発	非入札発	者入札発	特・別第I	国債参加	入札発競争	入札発競争	法入決定
-------	-------	--------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	-------	------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに発行限度額を定め
 による発行（以下、国債市場
 別参加者・第II非価格競争
 発行と

各申込みの応募額を割り当てる。各
 各の申込みの範囲内において各
 当てる。各
 各の申込みの範囲内において各
 各の申込みの範囲内において各
 各の申込みの範囲内において各

円面金額で一兆六千二百三十億

うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき、発行した利付債に
 ついては、金額で九百八十
 七億千四百八十億を運
 営に要するた
 めの公債発行の特例に関する

十四	初期利子	十五	第二期以後の利子	十六	償還期限	十七	償還金額	十八	元利支	十九	払場所参加	二十	払込期日
----	------	----	----------	----	------	----	------	----	-----	----	-------	----	------

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{56}{365}$$

平成三十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十一年十二月二十日

日本銀行

額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成三十一年二月十四日